

令和3年3月8日（月曜日）

議会活性化特別委員会



## 議会活性化特別委員会の会議の概要

午後 3時45分 開会

○委員長（星 喜美男君） それでは、ただいまより議会活性化特別委員会を開催いたします。

ただいまの出席委員数は15人であります。定足数に達しておりますので、会議を開きます。

初めに一言挨拶を申し上げます。東日本大震災対策特別委員会の調査に引き続きの会議でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議でございますが、通年議会、通年会期の導入について御意見を伺うため開催するものであります。1月21日開催した委員会においてお示しし、御決定いただきました会議規則の改正に必要な事項のうち、会議期間に係る取扱いについて事務局が会議規則の改正案を作成するに当たり、議長と私に相談がありました。内容としましては、条例で規定している会議の期間を改めて議決することの是非についてでありまして、議長と協議の結果、再度委員会で熟議した上で方針をすることとした次第であります。また、併せてこれ以外の部分について今定例会に改正議案を上程するため、最終確認をしていただきたいと思っております。

早速会議に入りたいと思っております。

通年議会、通年会期の導入についてを議題といたします。

冒頭私が申し上げました会議期間の取扱いについて、事務局より説明をいたさせます。局長。

○事務局長（男澤知樹君） 座って説明させていただきます。失礼いたします。

議会活性化特別委員会という資料1枚めくっていただきたいと思っております。

会議期間を本会議で議決する旨につきましては、1月21日の活性化特別委員会において特段の議論はなく、事務局案のとおり本会議において議決を要することとする旨会議規則にうたう方向で協議が終了してございます。

が、その後本町の通年会期に関する条例案及び会議規則を事務局において成案化していく課程で、全国の先進事例や県内の先進事例を調査等するとともに、自治法上の会期議決の根拠あるいは議員活動への影響なども含め種々の検討及び調査をした結果をまとめて議長に報告をいたしました。

その後、議長から法的な根拠についてももう少し突っ込んで調べられたいという話等もございまして、なお調べた後、議長と活性化特別委員長が協議した結果、この会議期間の議決の要否につきまして、委員会で再度皆様にお諮りして検討する必要があるのではという意見の一致を見たということから本日御説明をさせていただくものでございます。

レジュメの資料の1ページ目でございます。

会期と会議期間についてというタイトルをつけました。会期改めての確認でございます。4月1日から通年会期制を導入するという事としたとき、会期は議員改選の年、今年でございますが、まず来月4月1日から11月5日の任期満了まで、これが会期となります。そして、令和3年のその後、改選後でございますが、は、町長が初議会を招集する日、11月6日から30日以内とこれは法律で規定されてございます。から翌年の3月31日まで、これが令和3年度の会期、会期が2つになるというのが法律でございます。

令和4年4月1日以降、来年ですね、来年の4月1日以降は、みなし招集ということで4月1日からその翌年の3月31日までの1年間が会期になると。これが法律の定めであるということをお伝えいたします。

その上で、これまでと書きましたが、通年会期制を導入する前は会期に関しましては、会議規則に会期は毎会期の初めに議会の議決で定めること、会期は議会の議決で延長することができる旨、規定が会議規則とされております。これの根拠法令は自治法の102条第7項に、議会の会期及びその延長並びに改変に関する事項は議会がこれを定めるという規定に基づいて会議規則でうたっているというのが今現在のやり方でございます。

その上で、下の丸の部分でございますけれども、通年会期制を導入した後の会期の規定でございます。上記の自治法102条第7項の規定、会期は本会後の議決で定める旨の規定は、太字で書きましたが、通年会期制を導入しない場合の規定でございます。つまり、通年会期制を導入した後は、この規定に基づいて本会議で議決をしなければいけないと、会期の決定、延長等を規定しなければいけない法的根拠はないということでございます。通年会期制を選択したら、当然会期は1年ということでございますので、あえて1年と決まっている会期を議決することの意味はないということでございます。

そして、その下の丸でございます。それでは、通年会期制を導入した後において以前の3、6、9、12、定例会の会期のような期間と書きました。定例日として条例で定めた日が連続する期間、これを会議期間と呼称いたしましょう。これを本会議での議決を要する旨会議規則等に規定することについての是非の検討をいたしました。前記の通り、自治法上はこの会議期間を本会議における議決しなきゃいけないという定めはないというのが1つあって、ただということでした、黒丸書きましたけれども、美里、あるいは大和は法律に基づく通年会期制を導入していますけれども、この2つは会議期間を本会議で議決することと規定しております。この先進県内2つの町の通年会期に関する条例も確認しました。その結果、この2つの町は中段書きましたけれども、2ページ、条例上定例日の会議の初めの日、いつからや

りましょうということは、それぞれの町の条例で書いてあるんですけども、終わりはこの2つの町は条例で規定していないんですね。終わりの部分は、本会議の議決で定めますというふうな条例のようでございます。なので、会期いつまでにすると、会議期間をいつまでにしようかという部分を議決しているというのが2つの町でございます。

翻って、南三陸町の明日にも上程を予定している通年会期の条例を次の3ページに一応つけております。うちは、第2条ですね、(1)から(4)というふうに書きましたが、3月は第一火曜日からお尻、第四火曜日まで、6月については第三火曜日までということで、最初と最後のおおむねの期間を決めていると、ここに違いがございます。

その上でなんですが、2ページの下の部分に書いたんですけども、例えばいや、要らないんじゃないかというのが私の頭の中にあったり、いや、要るんじゃないかなという私の頭の中等を整理したものと理解していただければいいんですけども、いや、あえて議決要らないんじゃないかなという考え方、2つぼち書きました。上の部分ですね、非とすべき、不要とする主張という部分、通年会期を導入するに際し、会期等に関する条例を制定し、その中に定例日として3、6、9、12の第一から第三とか、第四までと規定しているわけなので、あえて会議期間を議決する必要はないんじゃないかと、屋上屋を重ねる必要はないんじゃないのと。あともう一つ、これまでも会期末が迫ってくると期限を過剰に意識してしまって、ともすれば疑義をただす発言を控えたほうがいいんじゃないのかなと思ってしまう空気が醸成されていたかもしれない。通年会期制の導入によって会期は基本的に1年となるわけなので、法的義務ではない会議期間を議決する必要はないんじゃないかなというのが一方の頭にあつて、下の部分でございます。いや、でも必要なんじゃないかという思いの部分、2つ書きました。会期等に関する条例は、定例日について規定しているだけだから、臨時に開かれる本会議についての定めはどこにもない。この臨時の会議は1日で終わるという保証はどこにもないわけであると。この事実を含め考えたとき、法律上の義務ではないけれども、会議の終わりの日は本会議の初めに決めておく必要があるんじゃないのかなということ。

そして、最後ですが、議員の活動には本会議で議案を審議すること、委員会の調査活動のほかにも議員としての個別の活動その他様々な活動、行動がある。本会議の議案審議がいつまでかかるのかという見通しが全くない中では、本会議以外の様々な活動、行動の先々の予定が立てにくいというのが現実である。やはり目安として会議期間、会議の終わりの日は必要であると考えるという二色の部分がちょっとあつて、この部分の議論がなく1月21日に議決したらいいんじゃないのとさらっと決まったけれども、もう1回皆さんにお諮りすべきだよ

というのが議長と星委員長との協議の結果でございました。

これがまず1点、そして大変恐縮でございますが、次にこちらの会議規則の新旧でこれまで決まったこと、本定例会に上程を予定している内容について確認をお願いします。

つまんで説明します。まず、1ページ目の第1条の部分でございます。右側が現行、左が今回改正したい案でございます。まず第1条でございます。現行は、招集のとありますけれども、通年会期になりますので、招集は基本的になくなるので会議の当日というふうに規定を改正をしたいということ。

そして、第2条でございますが、これは現在欠席届の関係でございます。事故のためとある部分を公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助、その他やむを得ない事由というふうに改正をしたいということ、そして出産の場合の日数を定めてとあるのを、出産予定日の8週から産後8週の間においてその期間を明らかにしてというふうに改正をしたいと、この第2条につきましては過日開催した議会運営委員会において協議をして、このようなやり方で改正案をとということで議論をした結果でございます。

第5条でございます。現行会期は毎会期の初めに議会の議決で定める、招集した日から起算すると、これを削除をして、左側、定例会議、臨時会議、会議期間という形で過日の活性化で御教示いただいてこういう名称でいこうということで決定した内容に改正をする。そして、第5条の2、網かけでございます。そして、次のページの第6条、これにつきましては前段説明をさせていただいた部分でございますので、御検討いただきたいという部分でございます。

2ページの第7条、現行の第7条と第8条は通年会期制を導入することにもなって削除をいたすということ、そして中段のこれでございます、現行の第15条でございます。網かけの部分、一事不再議の部分で、ただし事情の変更があったときはこの限りでないと、これが今日現在の会議規則でございます。実は、このただし書きは12月定例会で追加をした文言でございます。12月定例会が84日間という長期にわたるということから、これを入れ込みました。ただ、通年会期制が導入された後で3、6、9、12の同一期間中は再び提出することができないというふうに改正をいたすことにしておりますので、極論を言いますと、八十何日間という会議期間というのは多分現実的にはないだろうということでもありますので、このただし、事情の変更があったときにはこの限りではないというのを削除をしたいというふうに考えております。

3ページお聞きいただきたいと思います。3ページの下部分でございます。現行の64条、

議員はその会期中に限り発言の取消訂正ができますよということの規定でございますけれども、それを今回議員はその会議期間中に限りということで改正を考えているものでございます。

4ページの下、89条、現行の部分でございます、請願の押印の不要の観点でございます。現在は、請願書には請願者は押印しなければならないと、これはマスト、絶対ということで規定しておりますが、これを改正後は自分で請願者が署名した場合は押印は要りませんよと、ただ、ゴム判とか、ワープロ打ちの場合ははんこは必要ですよと、要は自署したときは、はんこ要りませんというふうに変更するものでございます。

5ページでございます。現行の98条第3項閉会中に副議長の辞職を許可した場合は、議長はその旨を次の議会に報告しなければならないという規定がございますが、通年会期中、会期を導入した後においては、閉会中というのは基本的にないということなので、これは削除というものでございます。

6ページにつきましては、現行の第118条がちょっととんちんかんなことが載っていましたので、それをきれいに文言を正しく直すというものでございます。

最後、7ページでございます。124条の(1)の部分でございますが、会議録の記載事項、ここにつきまして(1)として開会及び閉会に関する事項というふうにあるんですけども、基本的に4月1日に開会して、3月31日までということなので議会を開会しますということはありませんので、ここを会議期間というふうに変えるというものでございます。ちょっと駆け足になりましたが、初めに会議期間の部分についての御検討をお願いしたいというのと、後段は会議規則をこういうふうに変えていきますという部分の確認をお願いしますという2点でございました。よろしく願いいたします。以上であります。

○委員長(星 喜美男君) それでは、まず、ただいまの説明について確認したいことがあれば伺ってください。及川委員。

○及川幸子委員 5ページです。5ページの閉会中第98条の閉会中副議長の辞職を許可した場合は、議長はその旨を次の議会に報告しなければならないとあります。確認なんですけれども、そこを通年会期になった場合、削除するというお話なんですけれども、確認なんで、ここで通年会期やっているから、じゃあ例えば今日提出になりました、副議長の辞職の許可になりました、そしたら次の日でもその次の日でも、議会を開会中なので議長が招集してその旨を報告するというような形になるのか、その辺お伺いします。

○委員長(星 喜美男君) 局長。

○事務局長（男澤知樹君） 会期は1年です。会議を休会しているときに出るわけですよ、例えばですね。出ると、出たら議長は重要な事項ですので、本会議を再開するわけです。直ちに再開して本会議で辞職について諮るということでございます。あくまで、これは現行のやり方の中で要は閉会中に出た場合は、議長が許可することなので、今でも開会中に出たらこれは本会議で諮って許可、不許可という取扱いでございますので、すぐ再開をしてお諮りをすることになるわけだから、あえて閉会中のというのは削ったって何の問題もないということです。

○委員長（星 喜美男君） 及川委員。

○及川幸子委員 そうすると、次の99条にも該当する、それも同じ考えで議員の場合であってもそういうふうにするという解釈でよろしいでしょうか。

○委員長（星 喜美男君） そのように書いてある。よろしいですか。（「はい」の声あり）  
ほかに皆さんございませんか。高橋委員。

○高橋兼次委員 第2条の原因は公務、いろいろ傷病あるんですが、公務とはどういう場合を指すのか、あるいは看護、介護、これはされるのかするのか。するほうかな。それから、育児というのは今何か男子でも国のほうで育児休暇とか何とかと騒いでいるようだけれども、そういうことを指すのかな。

○委員長（星 喜美男君） 局長。

○事務局長（男澤知樹君） まず1点目、座って失礼します。公務でございますが、これは例えば気仙沼本吉の広域行政事務組合の例えば全員協議会とか、議会か、どうしてもうちの議会中に入ってくるという場合とか、あとは議長なりの議長としての公務が重なった場合というふうに捉えていただいて結構でございます。あくまでも議会議員としての公務という捉え方でございます。そういった会議とかですかね、とっていただければと。

あと、される側、する側と例えばこれは御高齢の御家族とかの介護とか、どうしても病院に送っていかなくてはいけないとかいう部分と捉えることが適当と思います。あと、育児につきましては、これは女性に限った話ではなくて、例えば奥様がどうしても仕事抜けられないという場合に、男性の議員でも該当するというふうに解釈するのが適当というものでございます。

○高橋兼次委員 今まではざくっと、事故となってその事故の解釈というか、慣例みたいに病気とかそういうことにだけ捉えてきたようなので、幅広く細かく出てきたものだから、その辺はどのようにするのかなと思って今聞いたわけです。



○委員長（星 喜美男君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかにございますか。（「なし」の声あり）

それでは、ないようでありますので、次に会議期間の取扱いについての御意見を伺います。

村岡委員。

○村岡賢一委員 私は必要とするというほうがふさわしいのかなと思うんですけども、やっぱり議運とかいろいろありますので、流れをつくっていくためには一応決め事があってしかるべきだと思います。

○委員長（星 喜美男君） ほかにございますか。及川委員。

○及川幸子委員 私は逆に通年会期を設けたので、この規則にも第一火曜日から金曜日までとあるので、それで対応していったほうがいいのかなど。先ほど言いました臨時会も何も1日という臨時会の決まりもないので、その日終わらなかつたら次の日までやれるので、これに通年会期をやっているからそれに則っていいと思います。いいということは、議決しなくてもそれでやっていくという方法でいいと思います。

○委員長（星 喜美男君） ほかにございますか。ないので、どちらか選択してもらおうという、高橋委員。

○高橋兼次委員 会期は決まっているし、会議のことなんだけれども、この会議もこの条例でうたっているわけですね、3月の場合は第一から第四までということではありますが、そのときそのときの議案とかいろいろ会議内容を踏まえて、これまでやってきたように会議期間というのを定めたほうが適切かなと思うんだけど、丸々議案が少ないのに2週間も3週間もやるなんていうようなそういうことも必要ないことだから、出てきた議案によっていろいろと時間を考えてみてから最初に決めたほうがいいのかなどそんな感じします。

○委員長（星 喜美男君） 議長。

○議長（三浦清人君） 会議期間を設けるということになると、要は日程に追加して議決という形を取られるという、取らなきゃならないということになると思うんです。そこで皆さんに考えてほしいというか、その辺きちっと分かっていないとどっちがいいかということなかなか判断しにくいと思うんですが、通年会期やりますね、条例で何日から何曜日から何曜日までと決まっているわけですね。さらにまた会議期間というのを決めると、ここで議決すると、そこで期間が終わらなければさらに議運を開いて本会議で延長の議決をしなきゃならないという手間かかるわけですね。皆さん言っていることは分かるんですけども、会期があつて何曜日から第二、第三の何曜日まで条例で決めて、さらにまた会議期間というものを議決

して延長する際に、さらにまた本会議で議決するというのをやってもいいという、この会議期間を決めるということについてはですよ、そういうことだということをもっと理解してもらわないと。

先ほど局長から会議期間を決めている町村があると、全部確認を取らせたんです。そうしたところ、条例の中で始めはうたっていたんだけど、尻のほう、何曜日までというやつ決めていない町村なんです。そのために、いつまでやるんだか目安がつかないということで会議期間を決める。うちの場合はそのために最初と最後をきちっと決めていたわけです。この中でやりましょうと、早く終われば終わるし、ただ一応目安としてはこれまでに終わらなきゃならないよという大枠の日程は決めてあるわけですね。そのところを皆さん理解した上で判断をお願いしたいということです。以上で私のほうから。

○委員長（星 喜美男君） 付け加えますけれども、議長と事務局と話し合った際に、いわゆる議決をした会議期間ではないということの話だと思うんです。だから、お互いに一定程度の申合わせとして議決をしたものでなくて一定の終わりは決めておいた方がいいんじゃないのと、お互いに議決でない申合わせということでの最後を決めておいた方がいいんじゃないかというそういう話でもあるんです。後藤委員。

○後藤清喜委員 3月の場合は第一の火曜日から第四の火曜日までと、普通今までやってきたのと大体同じなんだね。かえって長く取っていると、だからこれでいいんじゃないと私は思います、決めなくてもかえってもう、決めるとさっき屋上屋を重ねるようだから決めないで会議規則で、条例で決めるから、そのほうがいいんじゃないですか。

○委員長（星 喜美男君） 局長。

○事務局長（男澤知樹君） 議長から日程事項かということで、もしといたしますか、本会議で議決をするという位置づけになれば、当然に日程第何ぼということで日程事項になりますと。延長するときもまたそうですねと、議決が当然必要ですねと、もしそうなればという話がございました。あと、星委員長からお話があったとおり、議長室で議長と委員長と私も入りましたけれども、法律上の位置づけも分かりましたと。その上で、ただ議員活動はいろいろあるからさと、本会議で議決をしないんだけど、現在もそうです、議運において議案の数が出て何ぼ、それ何ぼ出てきたと、大体どのぐらいかなというめどを、要は始まる前の全員協議会で皆さんお伝えをしていますけれども、議決しないんだけど、議決要件にはしないんだけど、議運では実際に出てきた議案の数を踏まえて大体の会議期間というぐらいは一応もみましようかねと。それについては皆さんの御意見を聞いてみようかということで

ございました。後藤清喜委員の部分とも重なる部分かなと思ったので、ちょっと付け加えさせていただきます。

○委員長（星 喜美男君） それを踏まえての御意見を伺いたいと思います。今野議員。

○今野雄紀委員 期間を決めると、ざっくばらんな話し、またそれに合わせようと簡明にと簡潔にということの言葉がいっぱい出てくると、何のために通年あいつしたのかが気持ちの面で。ただし、いたずらに長くすればいいという問題でもないでしょうから、先ほど前委員言ったようにあらかじめ決まっていることだから、ちなみに局長にお聞きしたいのは、この例えば今回第四火曜日まで終わらないときはどうなるんですか。そのまま続いていくの。

○委員長（星 喜美男君） 局長。

○事務局長（男澤知樹君） 3ページの第2条第2項でございます。前項の規定にかかわらずとあります。議長は議案等の審議等の都合その他の事情により必要があると認めるときは、同項第四火曜日までに掲げる間にある日以外の日を定例日とすることができる、要は第四水曜日とか、木曜日までを定例日として続行することができるというふうにこれは読む条文でございます。（「そういうことだったのね、分かりました」の声あり）

なので、終わらないから終わるまでやりますということです。この際この第2項について、議長が本会議に諮って、要は以外の日を定例日とすることができるのかと読むのか、議長が本会議に諮らずに議長の裁量でできるのかという部分については、総務の法令とちょっと確認をいたしました。ところ、これは本会議に諮らずに議長の要は権限ということで、延ばすというふうに読んで差し支えないと思うよということでございましたので、今野委員の答えになっているかどうか、以上でございます。

○委員長（星 喜美男君） 1つだけ、議会を終わらせようとして簡明にという発言をしているのではないと思いますよ、私は。高橋委員。

○高橋兼次委員 今簡明にと出たけれども、簡明という言葉といたずらという言葉が出たけれども、どっちも当てはまる場合ある。どっちとも取れる場合ね。やはり委員長なり議長がその場を仕切っているんだから、委員長に従う必要はあると思いますよ。口止めでもそういうことではないと思うから。その場の流れを見て簡明にと言うんだらうから。

○委員長（星 喜美男君） 議員の発言の基本ですから、簡単明瞭にやるというのは。後藤委員。

○後藤伸太郎委員 簡明にしゃべったほうがいいかなと思いますけれども。会期を通年にしたわけですから、十分な審議をするということなので、会議期間については不要かなど。ただ、予定が立てられないというのは現実に私もそう思います。ので、ここまでを目安としよう

いう申合わせは欲しいです。もう一つ言うと、先ほど議論にはならなかったですが、開会中に休会がある場合があると思うんです。例えば3月11日のように。それもその申し合わせで確認させていただければ議決にする必要はないのかなというふうに思いました。

○委員長（星 喜美男君） 局長。

○事務局長（男澤知樹君） 休会については、議決が必要であります。休会は議決です。何でというそもその部分については、私も来たばかりでよく分かっていないんですけども、今回の、要は会期のお尻までうちは条例で定めたという部分にもつながるんですけども、要はいつ始まっていつ終わるんだか分からないような条例は、いかがなものかというものがまず考え方としてあるんですよ。逐条解説を見るとお尻もおおむね決めておいたほうが良いよということなので、今回決めると。要は、傍聴の方々とかに対する予見可能性という観点でございます。そうした観点から、何月何日お休みにしますということを議決、今後もちたすことに今なっていますけれども、これはそういった傍聴者に対しての町として議会としての誠実さということにもつながるのかなと思いますので、これについては現行上本会議での議決が今後も必要であります。以上です。

○委員長（星 喜美男君） まだ発言をされていない方。これ採決というわけで。採決しますか。それでは、やはり皆さんいろいろ予定も立てやすいようにとかいろいろあると思いますので、さっき後藤伸太郎委員が提案した案が私はよろしいかと思うんですが、いかがですか皆さん。議決じゃなくて申合わせというか、一定程度議運で前例なんかを見て、一定程度の期間を議運で目安を決めてそれを皆さんに伝えるというような流れで、それでよろしいでしょうか。（「はい」の声あり） それでは、そのように決定をさせていただきます。

次に、一事不再議の取扱いについてを皆さんから御意見を伺いたいと思います。ちょっと重要なばかりで。一事不再議、ちょっと俺も入っていなかったな。こいつ説明はあったかな。

（「委員長よろしいですかね」の声あり） 局長。

○事務局長（男澤知樹君） 2ページの真ん中辺、中段の部分でございます。現行の第15条、そして改正案として第13条ということで、これ左右全く同じ文章を書いています。違うのは、現行のほうは同一会期中はとあるのが、通年会期を導入した後、左側ですね、これを同一会議期間中はというふうに変えると。変えても結局3、6、9、12という観点からすると、まあまあ同じような捉え方をさせていただいて結構だと思います。その上で、ただし書きの部分です。これは12月の議会で通年会期の試行をしてみましようということで、84日間ということで非常に長い期間の会期を設定いたしました。そのときに、いや事情変更とかがもしあつ

たらどうするんだと、同一会期中はだってもう1回上げられないんでしょというこに  
対  
応するためにこのただし書きをこの間に入れたと、12月で改正したものでござい  
ます。ただ、  
また4月1日以降は、84日間とかそういった長期の同一会議期間中というの  
は多分ないだろ  
うなと思いましたが、今回このただし書きをまた取るということが適当なかな  
と思  
いましたので、皆様にお諮りをいたしましたというものでござい  
ます。以上です。

○委員長（星 喜美男君） 皆さんの御意見を伺いたいと思います。いわゆる同一会議期間中  
というの  
がこれまでの定例会と同じというふうな捉え方でよろしいかと。村岡委員。

○村岡賢一委員 会議の捉え方なんですけれども、例えば同一会期中は再び停止することが  
でき  
ないと、その会期だけの部分で停止することができないという捉え方でいいんです  
ね。

○委員長（星 喜美男君） これまではね。

○村岡賢一委員 会議になると1年間通してではない。

○委員長（星 喜美男君） そうじゃなくて、さっきやった3月の第一から第四とか、こうある  
やつのこの期間中という。

○村岡賢一委員 分かりました。

○委員長（星 喜美男君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ただし書きは削除するとい  
うこと  
で。じゃあそのように決定をさせていただきます。

それでは、決定した内容と再び確認をいただいた内容で規則の改正案を作成をいたし  
ます。

最後に、その他として各委員から特別委員会について御意見があれば伺います。何か皆  
さん  
ござい  
ませんか。局長。

○事務局長（男澤知樹君） それで、この会議規則の改正案につきましては、今月の19が今現在  
会期  
末でござい  
ますが、最終日に議員提案という形でこれを今御決定いただいたものをきれ  
いにしたものを、今定例会の最終日に議員提案という形で本会議に上程するようになります。  
よろしく  
お願い  
いたします。

○委員長（星 喜美男君） それでは、皆さんからござい  
ませんか。じゃあないようであります  
ので、ちょっと私から1件だけお諮りしたいんですが、実は議員報酬についての議論がちょ  
っと中  
断して  
おりましたので、今後どのようにしていったらいいか皆さんに御意見を伺いた  
い  
と思  
います。高橋委員。

○高橋兼次委員 この前、一人一人に聞いたんじゃないかなかったですか。どこまで話した  
っけ。

○委員長（星 喜美男君） 局長。

○事務局長（男澤知樹君） 今委員長がお話したのは、この間の最後の議論を踏まえてとい  
う

こととございます。この間は、コロナウイルスの感染状況がどこまで広がるか分からないという中で、今この議論を続けることについてどうなのかと、いやいや議論は普通にしたほうがいいんじゃないかと、議論はという意見。そして、あと委員から出たのは、いつまで、リミットはいつなんだというお話がございました。それから、大分日数がたっておりまして、委員長において年度も間もなく替わると、コロナの関係もどうなのかという部分も一進一退の部分もございますけれども、定例会終わった後にどういう議論なりのスタートを切るべきかどうか、まず今日その他で御意見をちょっと頂戴することが肝要かというお話がございましたので、本日はその他ということで今の御発言でございますので、よろしく願いいたします。

○委員長（星 喜美男君） 及川委員。

○及川幸子委員 皆さんから一応声を聞いたほうがいいのではなかろうかなと思います。まず、そういうことで私的にはコロナもあるので、やはり今の改選期10月以降の次の人たちで決めたほうがいいと思います。

○委員長（星 喜美男君） 今その議論をこの次集まって議論したほうがいいかどうか、その議論の内容じゃなくて、どうするか、議論をするか。

○及川幸子委員 それはまだ早いんでないかなと。時期尚早だと思います。

○委員長（星 喜美男君） どういう意味で。

○及川幸子委員 コロナがまだ収束もしていない。

○委員長（星 喜美男君） このメンバーで議論するんだから、いわゆる幸子さんの言っているような次の人たちでというのであれば、議論をしなくてもいいんじゃないのという話になってしまうの。それをどうするか決めるということ。このままちょっと今中途半端な状態になっているんですよ。このままずるずる年度を超えていってもどうなのかなという感じがして。

○高橋兼次委員 この給料と定数削減、これセットみたいな感じで今まで流してきたわけだから、それで昨年末にその話が出たときに、コロナだから少し来年に延ばすのでいいんじゃないかというように春頃になれば、ある程度コロナの行く末も分かってくるからそのときでいいんじゃないかというような発言をした記憶はあるのね、私ね。だから、ここで今言うんだけど、もうコロナも大体何というか見えてきたというか、分かってきたし、それで改選後のことも根底にあるわけだから、だから議論を始めたほうがいいのかなと思います。

○委員長（星 喜美男君） ほかにございますか。いずれ議論しないことには始まらないものですから、年度内に。じゃあ年度明け早々に会議を持つということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり) それまでしっかりと考えてきていただきたいと思います。それでは、そのように進めます。

ほかに事務局からございませんか。よろしいですか。

それでは、次の委員会については、開催は議長、正副委員長に御一任をいただきたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(星 喜美男君) 異議なしと認めます。よって、次回の会議はそのように執り進めることといたしたいと思えます。

以上で、本日の会議を終了したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(星 喜美男君) 異議なしと認めます。

以上で会議を閉じます。

副委員長、閉会の挨拶をお願いします。

○副委員長(後藤伸太郎君) あちこちで副委員長をしておりますけれども、通年会期の議決に関するところは非常に重要な議論だったかなと思えます。通年会期、当議会にとっては初めての試みですので、やりながらまた修正が必要な部分が出てきたら、またそのときに考えるということもあり得ると思えますので、議員としての職責を一生懸命果たすということが一番の本分かなと思えますので、議会が活性化するように皆さんの御協力をいただければというふうに思えます。

本日はどうもお疲れさまでした。

○委員長(星 喜美男君) どうも御苦労さんです。

午後 4時35分 閉会